

第1149号

AFN-1149

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H28. 12 / 19 (月)

『H29年度税制改正大綱発表 配偶者控除等人的控除見直しへ』

12月8日、平成29年度与党税制改正大綱が発表された。以下外観を見ていく。

基本的考え方として、わが国の構造的問題から、個人消費や設備投資に力強さを欠く状況で、女性や若者の活躍を目指すべく「働き方改革」や「イノベーション」を両輪とする手当が目立つ。個人所得課税改革の第一弾として配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われる。デフレ脱却や経済再生に向けては、競争力強化のための研究開発税制の見直しや、賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し、コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備に関する税制が厚めに整備されている。

中堅・中小企業支援の一環では、地域中核企業向け設備投資促進税制の創設（地域経済に波及効果のある事業に向けた設備投資への特別償却又は税額控除）や、中小企業への設備投資減税、また事業承継税制の見直しなどが設けられた。

また酒税改革として段階的に税率構造の見直しや、酒類の定義の見直しが行われる。また日本産ブランド育成に向けた免税制度の創設や特区における酒類の最低製造数量基準の緩和も実施される。

また国際課税制度の見直しやタワマン課税の見直し、医業承継の納税猶予制度の3年延長等が盛り込まれている。

『中古資産の耐用年数の計算に注意 見積りが困難なときは簡便法で可』

営業用車両などの資産を中古で購入した場合には、その中古資産の耐用年数は、法定耐用年数ではなく、原則、その事業の用に供した時以後の使用可能期間として見積もられる年数によることができる。ただし、**実務では合理的に耐用年数を見積り決定するのが困難な場合が多く、そのときは簡便法での計算が認められている。**

使用可能期間の見積りは、中古資産の使用状況、損耗割合等の具体的な資料を基に算出する方法や技術者等の鑑定を基に見積る方法など合理的な方法によって行う。だが、使用可能期間を見積ることに困難を伴う場合には、「簡便法」により算定した耐用年数によることができる。

簡便法による耐用年数は、(1) 法定耐用年数の全部を経過した資産は「法定耐用年数×20%」、(2) 法定耐用年数の一部を経過した資産は「(法定耐用年数－経過年数)＋経過年数×20%」で計算する。

実務上、使用可能期間の合理的な見積りは困難を伴うケースが多いため、簡便法を採用するケースが多いと思われる。

ただし、取得した中古資産を事業の用に供するために改良を加えるなど資本的支出を行った場合、その資本的支出の金額がその中古資産の取得価額の50%を超えるときは、簡便法により使用可能期間を算出することができないので要注意だ。**その資本的支出の金額が再取得価額の50%超の場合は、法定耐用年数によることになる。**

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com